

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ クラシアン 株式会社 クラシアン
 〒222-0033
 住所 神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目2番地1
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク スズキ カズヤ 代表取締役 鈴木 一也
 電話番号 045-473-8181
 FAX番号 045-473-8191
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

届出者 株式会社 クラシアン
〒222-0033
神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目2番地1
代表取締役 鈴木 一也
TEL045-473-8181 FAX045-473-8191
※情報公開用 0120-500-500



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ クラシアン 株式会社 クラシアン		
住所	〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目2番地1		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク スズキ カズヤ 代表取締役 鈴木 一也		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
事業者名称	株式会社クラシアン 南大阪支社	株式会社クラシアン	
事業者所在地	大阪府堺市中区 深井清水町3487番地	神奈川県横浜市 港北区新横浜一丁目 2番地1	
事業所名称	株式会社クラシアン 南大阪支社	株式会社クラシアン	
事業所所在地	大阪府堺市中区 深井清水町3487番地	神奈川県横浜市 港北区新横浜一丁目 2番地1	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

横浜市港北区新横浜一丁目2番地1
株式会社クラシアン

会社法人等番号	0104-01-122626	
商号	<u>クラシアンホールディングス株式会社</u>	
	株式会社クラシアン	平成29年 1月 1日変更 ----- 平成29年 1月 4日登記
本店	横浜市港北区新横浜一丁目2番地1	
公告をする方法	<u>官報に掲載する方法とする。</u>	
	<u>日刊工業新聞に掲載する方法とする。</u>	平成28年11月10日変更 ----- 平成28年11月11日登記
		<u>官報に掲載する方法とする。</u>
	<u>日刊工業新聞に掲載する方法とする。</u>	平成30年 2月 9日変更 ----- 平成30年 2月14日登記
		<u>官報に掲載する方法とする。</u>
	会社成立の年月日	平成28年1月15日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>投資業務</u> 2. <u>経営及び財務に関するコンサルティング業務</u> 3. <u>その他前各号の業務に付帯又は関連する一切の業務</u> 	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給水装置工事の設計と施工及び排水設備工事の設計と施工 2. 水道衛生工事業 3. 給排水に関する器具の販売 4. フランチャイズチェーンシステムによる給排水設備工事業の加盟店の募集及び加盟店の指導育成 5. 医薬部外品、台所用品、風呂用品、日用品雑貨、化粧品の販売及び輸出入 6. 消臭剤、洗剤、滅菌剤、脱錆剤、防錆剤、洗浄剤、微生物廃棄処理剤等の各種化学製品の製造、販売及び輸出入 7. 産業廃棄物処理業 	

	<p>8. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業</p> <p>9. 警備業</p> <p>10. その他前各号の業務に附帯又は関連する一切の業務</p> <p style="text-align: right;">平成28年11月10日変更 平成28年11月11日登記</p>		
発行可能株式総数	30万株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 9万株		
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。		
資本金の額	金1億円		
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による株式の取得について、<u>当会社の株主総会の承認を要するものとする。ただし、株式に係る担保権の実行（法定の手続きによるもののほか、法定の手続きによらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う当会社の株式にかかる担保権者又はその子会社若しくは関連会社に対する譲渡については、当会社の承認があったものとみなす。</u></p>		
	<p>当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。但し、当会社の株式に関して担保権を有する者が担保権を実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）した結果として当会社の株式の譲渡が行われる場合は、当会社の承認があったものとみなす。</p> <p style="text-align: right;">平成28年11月10日変更 平成28年11月11日登記</p>		
役員に関する事項	<p><u>取締役</u> <u>三宅誠一</u></p>		
	<p><u>取締役</u> <u>三宅誠一</u></p>	平成29年 3月24日重任	
			平成29年 3月27日登記
	<p><u>取締役</u> <u>三宅誠一</u></p>	平成29年 6月26日重任	
			平成29年 7月 7日登記
	<p>取締役 三宅誠一</p>	平成30年 6月25日重任	
		平成30年 7月 3日登記	

	<u>取締役</u>	<u>鈴木一也</u>	平成28年11月10日就任
			平成28年11月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>鈴木一也</u>	平成29年 6月26日重任
			平成29年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>鈴木一也</u>	平成30年 6月25日重任
			平成30年 7月 3日登記
	<u>取締役</u>	<u>入江修二</u>	平成28年11月10日就任
			平成28年11月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>入江修二</u>	平成29年 6月26日重任
			平成29年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>入江修二</u>	平成30年 6月25日重任
			平成30年 7月 3日登記
<u>取締役</u>	<u>成瀬浩二</u>	平成28年11月10日就任	
		平成28年11月11日登記	
<u>取締役</u>	<u>成瀬浩二</u>	平成29年 6月26日重任	
		平成29年 7月 7日登記	
<u>取締役</u>	<u>成瀬浩二</u>	平成30年 6月25日重任	
		平成30年 7月 3日登記	
<u>取締役</u>	<u>佐藤大輔</u>	平成28年11月10日就任	
		平成28年11月11日登記	
<u>取締役</u>	<u>佐藤大輔</u>	平成29年 6月26日重任	
		平成29年 7月 7日登記	
<u>取締役</u>	<u>佐藤大輔</u>	平成30年 6月25日重任	
		平成30年 7月 3日登記	

	取締役 瀧本知昭	平成28年11月10日就任 平成28年11月11日登記
	取締役 瀧本知昭	平成29年6月26日重任 平成29年7月7日登記
	取締役 瀧本知昭	平成30年6月25日重任 平成30年7月3日登記
	千葉県浦安市高洲四丁目3番1-1224号ブ ラウド新浦安 代表取締役 三宅誠一	平成28年11月10日退任 平成28年11月11日登記
	千葉県八千代市大和田新田564番地1アルフ ァグランデ八千代中央1103 代表取締役 鈴木一也	平成28年11月10日就任 平成28年11月11日登記
	千葉県八千代市大和田新田564番地1アルフ ァグランデ八千代中央1103 代表取締役 鈴木一也	平成29年6月26日重任 平成29年7月7日登記
	千葉県八千代市大和田新田564番地1アルフ ァグランデ八千代中央1103 代表取締役 鈴木一也	平成30年6月25日重任 平成30年7月3日登記
	監査役 根岸泰文	平成28年11月10日就任 平成28年11月11日登記 平成29年12月22日辞任 平成29年12月26日登記
	監査役 福澤祐介	平成29年12月22日就任 平成29年12月26日登記
支店	1 さいたま市北区吉野町二丁目200番地1	平成29年1月1日設置 平成29年1月4日登記
	2 長野市稲里町下水鉋515番地8	平成29年1月1日設置 平成29年1月4日登記

3 堺市中区深井清水町3487番地	平成29年 1月 1日設置
	平成29年 1月 4日登記
4 静岡市駿河区敷地二丁目9番7号	平成29年 1月 1日設置
	平成29年 1月 4日登記
5 神戸市長田区大道通五丁目101番地15	平成29年 1月 1日設置
	平成29年 1月 4日登記
6 千葉県船橋市丸山四丁目46番6号	平成29年 1月 1日設置
	平成29年 1月 4日登記
7 千葉市緑区土気町1632番地2	平成29年 1月 1日設置
	平成29年 1月 4日登記
8 名古屋市西区平出町134番地	平成29年 1月 1日設置
	平成29年 1月 4日登記
9 岐阜市六条北三丁目20番17号	平成29年 1月 1日設置
	平成29年 1月 4日登記
10 札幌市東区東雁来六条二丁目7番10号	平成29年 1月 1日設置
	平成29年 1月 4日登記
11 広島市中区羽衣町2番21号	平成29年 1月 1日設置
	平成29年 1月 4日登記
12 横浜市都筑区中川七丁目1番37号	平成29年 1月 1日設置
	平成29年 1月 4日登記
13 神奈川県厚木市船子602番地1	平成29年 1月 1日設置
	平成29年 1月 4日登記
14 東京都江戸川区西葛西三丁目7番8号	平成29年 1月 1日設置
	平成29年 1月 4日登記
15 東京都練馬区関町南二丁目3番17号	平成29年 1月 1日設置
	平成29年 1月 4日登記

	16 群馬県伊勢崎市蕪塚町1179番地9	平成29年 1月 1日設置
		平成29年 1月 4日登記
	17 仙台市青葉区山手町27番10号	平成29年 1月 1日設置
		平成29年 1月 4日登記
	18 埼玉県所沢市岩岡町801番地1	平成29年 1月 1日設置
		平成29年 1月 4日登記
	19 東京都国立市富士見台四丁目41番地の1	平成29年 1月 1日設置
		平成29年 1月 4日登記
	20 北海道苫小牧市住吉町二丁目8番13号	平成29年 1月 1日設置
		平成29年 1月 4日登記
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 4500個</p> <p>なお、第1回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式4500株とし、下記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式4500株 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。</p> <p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、金100000円とする。</p> <p>なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p>	

	<p>調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{\text{分割（または併合）の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株あたりの時価}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成30年9月1日から平成39年8月24日までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について下記「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」（1）ないし（3）に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。 ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 ③ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない。1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。 ④ 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。 ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、定年により退職し、任期満了により退任し、または会社の都合によりこれらの地位を失った場合は、この限りではない。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本新株予約権者が禁固以上の刑に処された場合 ② 本新株予約権者が当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより解雇または辞職・辞任した場合 ③ 新株予約権者が当社の業務命令によらず、もしくは当社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合 ④ 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社の取締役会が認めた場合 ⑤ 死亡した場合 ⑥ 当社の承諾を得て、新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合 									
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td>平成29年</td> <td>9月</td> <td>1日発行</td> </tr> <tr> <td colspan="3">-----</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>9月</td> <td>8日登記</td> </tr> </table> <p>第2回新株予約権 新株予約権の数 900個</p> <p>なお、第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式900株とし、下記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式900株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。</p> <p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の</p>	平成29年	9月	1日発行	-----			平成29年	9月	8日登記
平成29年	9月	1日発行								

平成29年	9月	8日登記								

	<p>減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、100000円とする。</p> <p>なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成31年9月1日から平成39年8月24日とする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合または前記の金融商品取引所に上場されなかった場合であっても当社取締役会が認めた場合には本新株予約権を行使することができる。 ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、定年により退職し、任期満了により退任し、または会社の都合によりこれらの地位を失った場合は、この限りではない。 ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 本新株予約権者が禁固以上の刑に処された場合</p> <p>② 本新株予約権者が当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより解雇されまたは辞職・辞任した場合</p> <p>③ 新株予約権者が当社の業務命令によらず、もしくは当社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合</p> <p>④ 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないとき当社の取締役会が認めた場合</p> <p>⑤ 死亡した場合</p> <p>⑥ 当社の承諾を得て、新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合</p>
	<p style="text-align: right;">平成29年 9月 1日発行</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: right;">平成29年 9月 8日登記</p>
<p>吸収合併</p>	<p>平成29年1月1日横浜市港北区新横浜一丁目2番地1株式会社クラシアンを合併</p> <p style="text-align: right;">平成29年 1月 4日登記</p>
	<p>平成30年4月1日千葉県八千代市島田台1053番地1株式会社日本住宅設備を合併</p> <p style="text-align: right;">平成30年 4月 2日登記</p>
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p> <p style="text-align: right;">平成28年11月10日設定 平成28年11月11日登記</p>
<p>監査役設置会社に関する事項</p>	<p>監査役設置会社</p> <p style="text-align: right;">平成28年11月10日設定 平成28年11月11日登記</p>
<p>登記記録に関する事項</p>	<p>平成28年7月1日東京都港区浜松町二丁目4番1号から本店移転</p> <p style="text-align: right;">平成28年 7月 7日登記</p>

横浜市港北区新横浜一丁目2番地1
株式会社クラシアン

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

平成31年 3月 8日
横浜地方法務局
登記官

小山ちえ子



定 款

株式会社クラシアン

平成29年1月1日改定

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社クラシアンと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 給水装置工事の設計と施工及び排水設備工事の設計と施工
- (2) 水道衛生工事業
- (3) 給排水に関する器具の販売
- (4) フランチャイズチェーンシステムによる給排水設備工事業の加盟店の募集及び加盟店の指導育成
- (5) 医薬部外品、台所用品、風呂用品、日用品雑貨、化粧品の販売及び輸出入
- (6) 消臭剤、洗剤、滅菌剤、脱錆剤、防錆剤、洗浄剤、微生物廃棄処理剤等の各種化学製品の製造、販売及び輸出入
- (7) 産業廃棄物処理業
- (8) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業
- (9) 警備業
- (10) その他前各号の業務に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 4 条 当社が発行することができる株式の総数は、300,000株とする。

(株券の発行)

第 5 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の不所持の申し出)

第 6 条 株券の所持を希望しない株主は、当会社所定の書式による申出書に株券を添えて、当会社に申し出るものとする。ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を希望しない旨を申し出る場合には、株券の添付を要しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。但し、当会社の株式に関して担保権を有する者が担保権を実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）した結果として当会社の株式の譲渡が行われる場合は、当会社の承認があったものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 8 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 11 条 株券の分割、併合、毀損又は汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に請求者が署名又は記名押印し、これにその株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失により株券の再発行を請求するには、株券喪失登録の申請を行い、当該株券が無効となった日以降に、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印して提出しなければならない。

(手 数 料)

第12条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届け出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行等)

第14条 募集株式の発行等に必要事項の決定は、株主総会の決議によってする。

2. 前項の規定にかかわらず、株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
3. 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第3章 機 関

第1節 機 関

(機関)

第15条 当会社は、次の機関を置く。

- (1) 株主総会
- (2) 取締役および代表取締役
- (3) 取締役会
- (4) 監査役

第2節 株主総会

(株主総会の開催)

第16条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集し、その会日は毎年6月とし、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを開催する。

(議決権行使の基準日)

第17条 当社は、事業年度の最終日において、株主名簿に記載され、または記録されている議決権を有する株主を、当該事業年度の終了後に招集する定時株主総会において議決権を行使することができる者とする。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、前項に規定する日と異なる日現在の株主名簿に記載され、または記録されている議決権を有する株主を、その定時株主総会において議決権を行使することができる者とする。この場合は、法令に従って公告するものとする。

(株主総会の招集)

第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 株主総会の招集通知は、その会日の1週間前までにこれを発する。
3. 前2項にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(株主総会の決議)

第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第3節 取締役

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、3人以上とする。

(取締役の選任および解任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任および解任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役の選定)

第24条 取締役会は、取締役の中から代表取締役1人以上を選定する。

第4節 取締役会

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。また、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役が議長となる。

2. 前項の規定により定められた者に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、または議長となる。

(取締役会の招集手続)

第26条 取締役会を招集する者は、取締役会の3日前までに、各取締役および各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。

第5節 監査役

(監査役の員数)

第29条 当社の監査役は、1人以上とする。

(監査役の選任および解任)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任および解任する。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第4章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社は、事業年度の末日における剰余金の配当をその後3箇月以内にするときは、当該事業年度末日の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者を、当該配当を受ける権利を有する者とする。

第5章 公 告

(公告方法)

第34条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

附則第1条 第16条および第32条の規定にかかわらず、第1期事業年度にかかわる定時株主総会は、平成29年3月に開催するものとし、第2期事業年度は、平成29年1月1日から平成29年3月31日までとする。なお、本附則は、第2期事業年度終了後、これを削除する。

上記は、当会社の定款原本に相違ありません。

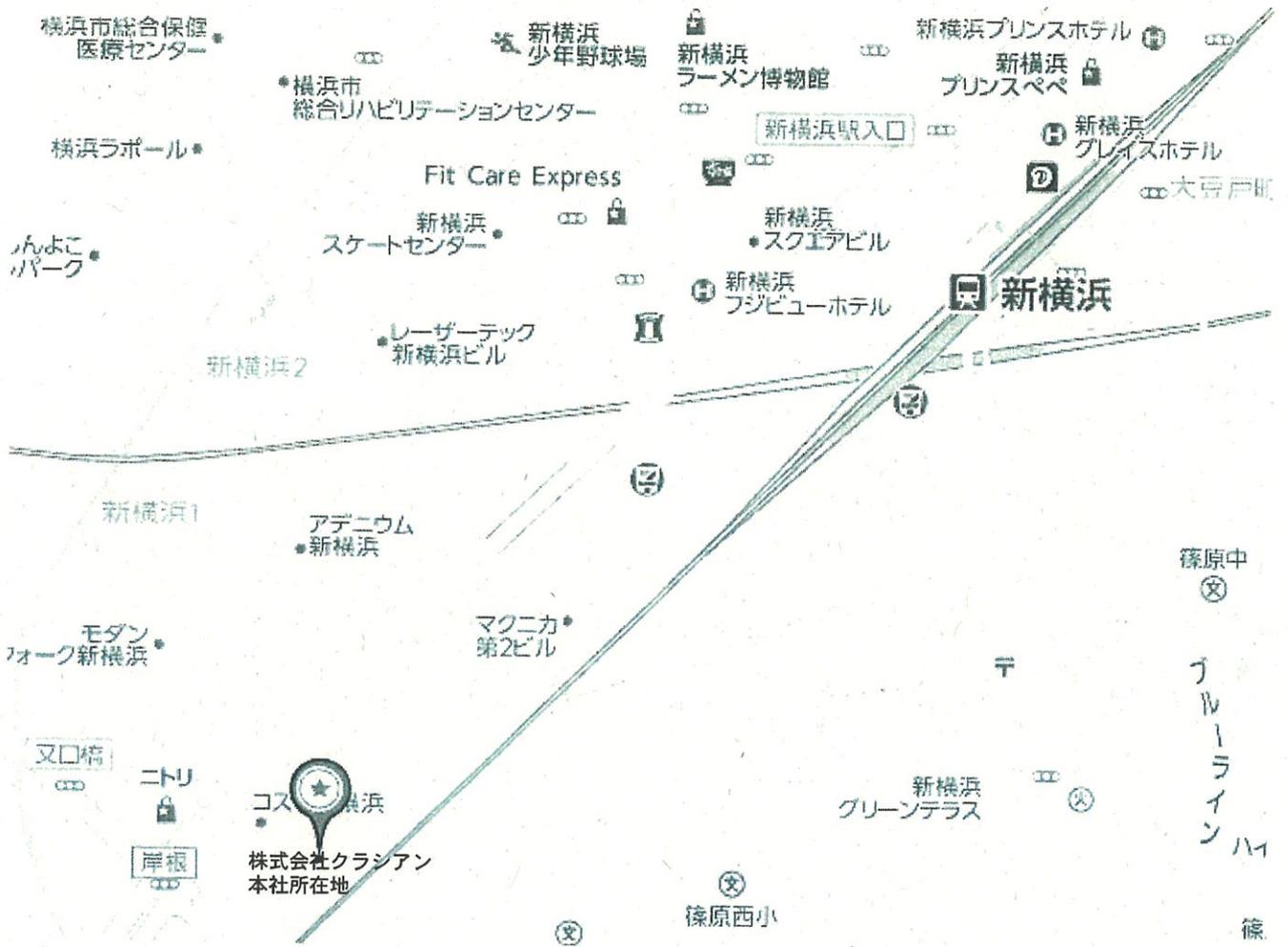
平成31年3月5日

株式会社クラシアン

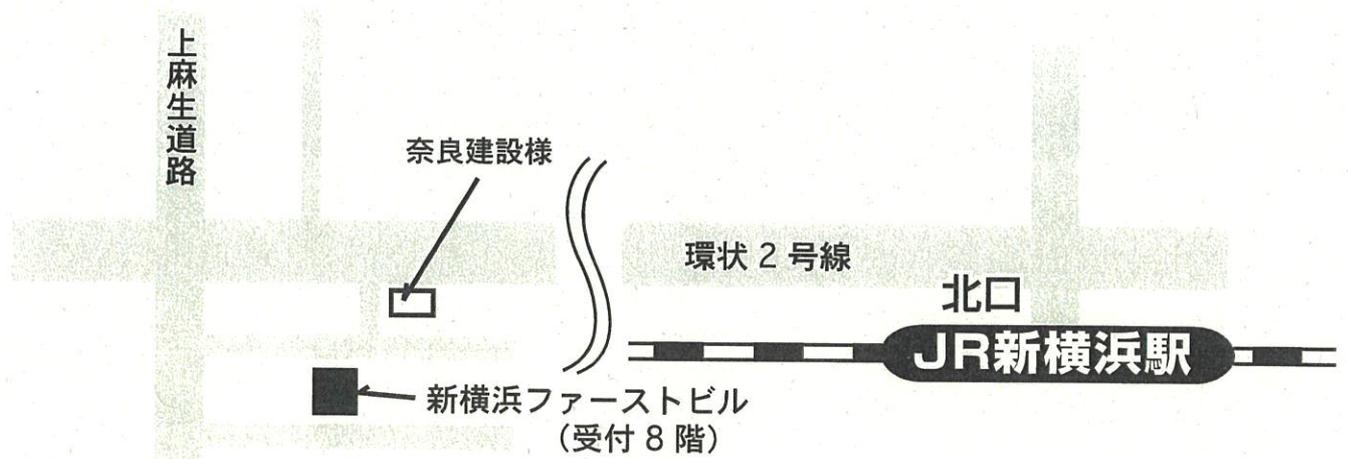
代表取締役 鈴木 一也



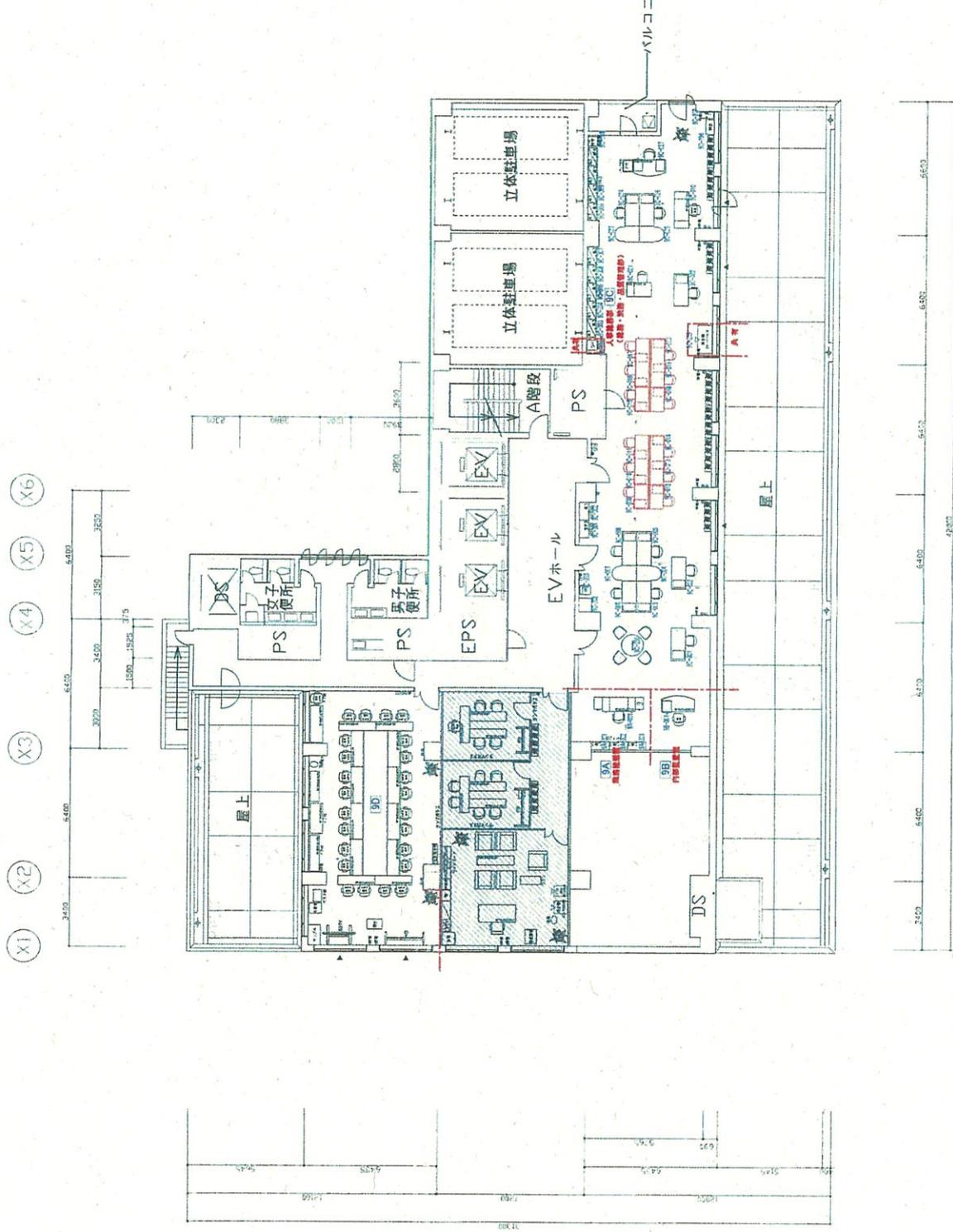
株式会社クラシアン 本社周辺図



<周辺拡大図>



<p>＜バス利用＞</p>	<p>＜エレベーター＞</p>	<p>＜エレベーター利用＞</p>	<p>＜その他注意＞</p>	<p>■ 電子スクリーン 9A-001</p> <p>■ 電子スクリーン付器 9A-201</p> <p>■ キーボード 8A-301</p>
---------------	-----------------	-------------------	----------------	-------------------------------------------------------------------------------------



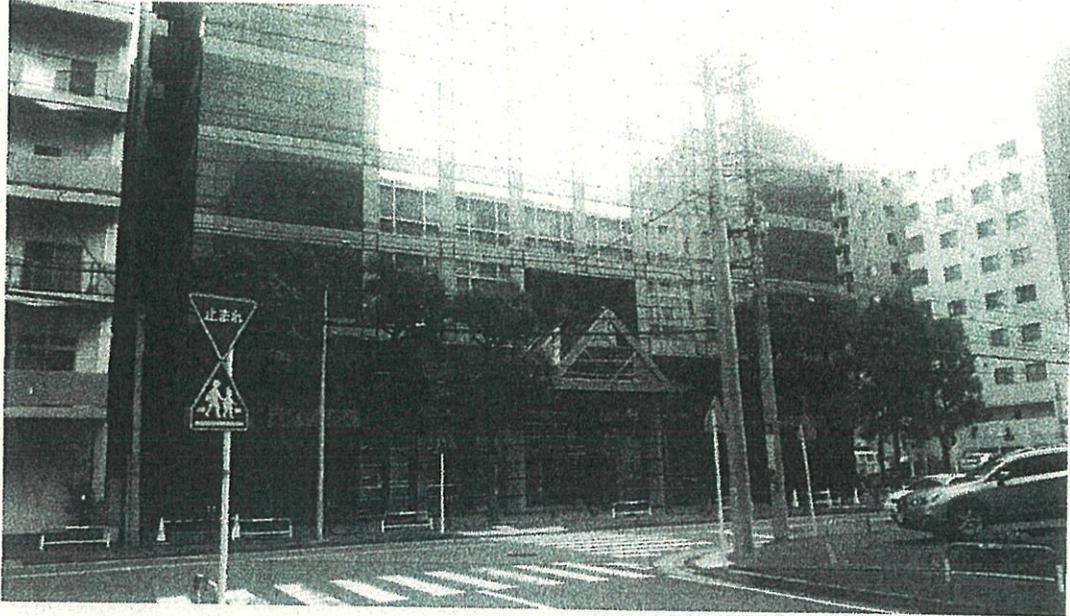
<p>2017.07.25</p>	<p>東CMCM-1</p>	<p>建設</p>
<p>9階 移動アトレス図</p>	<p>2017.04.12</p>	<p>A-07</p>
<p>株式会社クラシアン 本社横浜及びレイアウト設置工事 新横浜ファーストビル</p>	<p>S=1:200(A3) S=1:100(A1)</p>	

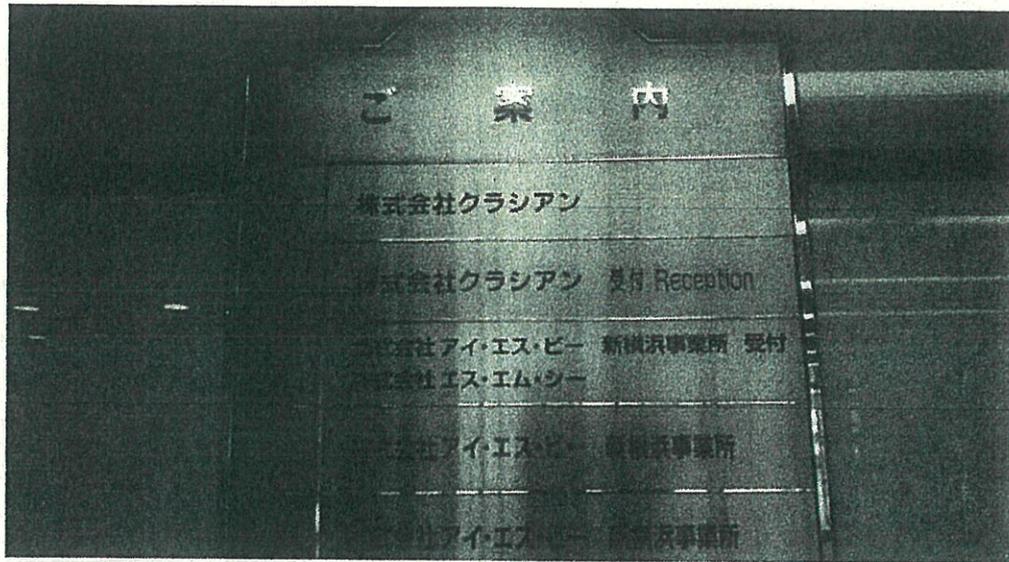
営 業 所 写 真

営業所名称：本店

(撮影年月日 平成29年 2月10日)

建物の全景等





事務所内部

